

平成 29 年 9 月 14 日
国土交通省 航空局

先進的警備システム実証実験募集要項

1. 背景・目的

空港における国際テロの脅威は、ブリュッセル空港の出発ロビー内やイスタンブール空港到着ロビー付近での爆発など空港ターミナルビル内や車両乗降場といった不特定多数が集まるソフトターゲットに対する攻撃が増加しています。また、I S I L が日本をテロの標的として名指しするなど、我が国に対するテロの脅威は現実のものとなっています。

このような背景の中、政府は、重要施設における警戒警備を徹底するとともに、公共交通機関、大規模集客施設等のソフトターゲットについて、施設管理者との連携、必要な警戒警備体制の構築、効果的な設備資機材の導入等により警戒を強化する方針を示しています。

航空局は、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、空港ターミナルビル一般エリアの警戒強化を目指し、先進的警備システムによる実証実験を行い、その導入効果を検証及び評価することにより、空港ターミナルビルへの先進的警備システム導入促進につなげると共に、先進的警備システムの性能向上を図ります。

2. 概要

実証実験は、航空局が定める要求水準を満たす監視カメラシステム(※1)を用いた先進的警備システム(※2)を、実証実験参加事業者により東京国際空港国際線旅客ターミナルビルの航空局が指定する一部エリアで短期間仮運用(※3)の上、警備体制の強化にいかに関与したか導入効果を検証し、その結果について外部有識者を含めた会議により評価を行うものです。

については、実証実験参加事業者を次のとおり募集します。

- (※1) 複数の監視カメラ映像を集中的に管理するサーバーを用いて運用するシステムとします。
- (※2) 画像認識技術や画像処理技術を応用し、監視カメラシステムに付加価値を与えるシステムとします。
- (※3) 仮運用期間は、1週間程度とします。

3. 応募資格

実証実験参加事業者は、以下の (1) 又は (2) に示す要件を満たす必要があります。

- (1) 監視カメラシステムを開発、設計及び製造している事業者。
なお、同事業者は平成 29 年 9 月 1 日時点で同事業者において製造した監視カメラシステムの日本国内での稼働実績を有すること。
- (2) 平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 9 月 1 日までに、日本国内の空港において監視カメラシステムを用いた警備業務の実績を有する事業者。

4. 応募方法

4. 1 応募資格確認

(1) 受付期限

平成 29 年 9 月 28 日 17:00 必着

(2) 提出書類

下記書類を持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）願います。

なお、提出書類の返却はいたしません。

① 応募資格確認書

② 秘密保持承諾書（A4 両面に印刷の上、記名押印願います。）

(3) 応募資格確認の通知

応募資格が確認できた事業者(以下、「応募者」という。)の担当者あてに、平成 29 年 10 月 5 日 17:00 までに電話で応募資格確認の通知を行うとともに、要求水準、実証実験の現場条件及び応募書類等を示した応募要項を電子メールで送信します。

(4) その他

応募資格を確認する書類（稼働実績や契約実績の確認資料）の提出は省略致しますが、後日提出を求める場合があります。虚偽申請が確認された場合は、その時点で応募資格失効と見なしますのでご了承ください。

応募資格確認書及び応募資格を確認する書類に固有名称の記述が難しい場合は、その部分について匿名としていただいてもかまいません。

4. 2 応募受付

(1) 受付期限

平成 29 年 10 月 16 日 17:00 必着

(2) 提出書類

様式は応募要項によります。持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書

留郵便と同等のものに限る。) 願います。

なお、提出書類の返却はいたしません。

4. 3 質問受付

応募資格確認以後、応募者からの質問を下記のとおり受け付けます。回答は質問受付の翌日より起算して4日以内(土日祝祭日を除く)に電子メールで担当者までお知らせします。

なお、質問に対する回答をすべての応募者に周知する必要が認められた場合はメールにより応募者すべてにお知らせします。

(1) 受付期限

平成 29 年 10 月 6 日 17:00 必着

(2) 提出書類

書面(自由様式でかまいません。)で持参、郵送(書留郵便に限る。)又は託送(書留郵便と同等のものに限る。)願います。

なお、提出書類の返却はいたしません。

5. 実証実験参加事業者の選定

(1) 選定方法

外部有識者を含めた選定会議により、実証実験参加事業者及び実証実験を実施していただく技術の選定を行います。

(2) 選定基準

空港の警備体制強化に対して効果的に寄与するか、実証実験中に空港ターミナルビルの運用に悪影響を与えないか、経済的かななどを総合的に判断したうえで選定します。

(3) 選定結果の通知

選定結果については、採択・不採択にかかわらず、平成 29 年 11 月 9 日 17:00 までに電子メールで応募者に対して通知します。

なお、選定に関する質問にはお答えできませんのでご了承ください。

6. 実証実験

実証実験は、平成 29 年 12 月頃実施予定です。

選定された事業者(以下、「参加者」という。)には、航空局と実証実験実施に関しての協定を締結の上、航空局が指定する場所へ機材(監視カメラ、サーバー等及びそれらの付属品)を手配していただきます。航空局が機材設置を行った後、参加者により調整及び実証実験を行っていただきます。

実証実験実施後は報告書を下記のとおり提出願います。また、報告書提出

後、参加者により航空局において30分以内で説明をお願いいたします。

報告書は、平成30年3月頃に外部有識者を含めた会議で評価します。

なお、応募から報告書作成及び説明まで全て無償で実施していただきます。

(1) 報告書の提出期限

実証実験終了日の翌日から起算して50日。(当該期限が土日祝祭日の場合は翌日。)

(2) 報告書の提出書類

様式は応募要項によります。書面で持参、郵送(書留郵便に限る。)又は託送(書留郵便と同等のものに限る。)願います。

なお、提出書類の返却はいたしません。

7. 公表内容

(1) 実証実験実施について

実証実験の目的、期間、場所、概要、協力事業者(参加者)及び主催者等をホームページに掲載し、東京国際空港国際線旅客ターミナルビルに掲示します。

(2) 実証実験結果について

外部有識者を含めた会議で評価を行い、ホームページで公表します。

8. 書類提出先

各書類の提出先は下記までお願いいたします。

〒100-8918

東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省航空局空港技術課技術支援係

9. その他

手続き、実証実験の報告及び説明まで全てにおいて使用する言語は日本語とします。